

議案第二十二号

港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

令和八年三月二十六日

港区教育委員会

令和8年3月26日
教育委員会議案資料 No. 10

港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

港区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年港区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第六条の五第一項中「学校」を「小中学校」に、「、特に高度の知識又は経験が必要とする教諭の職として、主任教諭」を「主務教諭」に改め、同条第二項中「学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。」を「主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。」に改め、同条第三項中「学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。」を「主務教諭の職名は、主任教諭とする。」に改め、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

5 前項に規定する主務教諭の職名は、第三項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。

6 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

7 前項に規定する主務教諭の職名は、第三項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。

第七条第一項中「主幹教諭」の下に「又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加え、同条第三項中「主幹教諭」の下に「又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加える。

第九条第二項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

第二十二條の二を第二十二條の三に改め、第二十二條の次に次の一条を加える。

（主任教諭及び主任養護教諭）

第二十二條の二 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

2 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

第二十三條中「第六條の五、」を削る。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

港区立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(主任教諭等)</p> <p>第六条の五 小中学校に主務教諭を置くことができる。</p> <p>2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</p> <p>3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。</p> <p>4 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</p> <p>5 前項に規定する主務教諭の職名は、第三項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。</p> <p>6 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生</p>	<p>(前略)</p> <p>(主任教諭等)</p> <p>第六条の五 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。</p> <p>2 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。</p> <p>3 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。</p>

徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

7 前項に規定する主務教諭の職名は、第三項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。

(主任)

第七条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。

2 (略)

3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

第八条 (略)

第九条 (略)

2 第七条第二項に規定する研究主任は、当該学校の指導教諭、主務教諭又は教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。

3 (略)

第七条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。

2 (略)

3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

第八条 (略)

第九条 (略)

2 第七条第二項に規定する研究主任は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。

3 (略)

(中略)

(園長代理)

第二十二條 (略)

(主任教諭及び主任養護教諭)

第二十二條の二 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

2| 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

(届出を要する教材)

第二十二條の三 (略)

(準用規定)

第二十三條 第三條、第三條の二(第一項第三号中「三月二十六日から四月五日まで」とあるのは「三月二十四日から四月七日まで」と読み替える。)から第五條まで、第六條、第十一條の二から第十一條の三の二、第十一條の三の三(第一項第二号を除く。)、第十一條の四、第十一條の五、第十一條の六(第三号中「学年別授業日数及び授業時数の配当」とあるのは「学年別教育日数及び教育時数の配当」と、第四号中「学校行事」とあるのは「行事」と読み替える。)、第十三條、第十四條、第十六條、第十七條、第二十一條及び第二十一條の二の規定は幼稚園に準用する。この場合において「校長」とあるのは「園長」と、「小学校及び中学校(以下「小中学校」とい

(中略)

(園長代理)

第二十二條 (略)

(届出を要する教材)

第二十二條の二 (略)

(準用規定)

第二十三條 第三條、第三條の二(第一項第三号中「三月二十六日から四月五日まで」とあるのは「三月二十四日から四月七日まで」と読み替える。)から第五條まで、第六條、第六條の五、第十一條の二から第十一條の三の二、第十一條の三の三(第一項第二号を除く。)、第十一條の四、第十一條の五、第十一條の六(第三号中「学年別授業日数及び授業時数の配当」とあるのは「学年別教育日数及び教育時数の配当」と、第四号中「学校行事」とあるのは「行事」と読み替える。)、第十三條、第十四條、第十六條、第十七條、第二十一條及び第二十一條の二の規定は幼稚園に準用する。この場合において「校長」とあるのは「園長」と、「小学校及び中学校(以

う。「とあるのは「幼稚園」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「小中学校」とあるのは「幼稚園」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と、「卒業証書授与台帳」とあるのは「修了証書授与台帳」と読み替えるものとする。

(後略)

付則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

下「小中学校」という。「とあるのは「幼稚園」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「小中学校」とあるのは「幼稚園」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と、「卒業証書授与台帳」とあるのは「修了証書授与台帳」と読み替えるものとする。

(後略)